規　則

○原子力規制委員会規則第二号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第四十三条の三の十四の規定に基づき、実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年二月二日

原子力規制委員会委員長　更田　豊志

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部を改正する規則

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を別表により改正する。この場合において、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めるものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正に関する表

改正後	改正前
（材料及び構造） **第五十五条**　［略］ ［一～三　略］ 四　重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。ただし、想定される重大事故等に対処するために必要な構造及び強度を有するものについては、この限りでない。 ［イ～ホ　略］ ［五～七　略］	（材料及び構造） **第五十五条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　重大事故等クラス1機器及び重大事故等クラス1支持構造物の構造及び強度は、次に定めるところによること。 ［イ～ホ　同上］ ［五～七　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

告　示

○総務省告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二日

総務大臣　野田　聖子

一　名　　称　平成二十九年度日米豪共同訓練等（グアム）実施部隊（航空自衛隊航空総隊）

二　国外派遣期間　平成三十年二月四日から平成三十年三月十一日まで

三　派遣人数（概数）　三百七十人程度

四　派遣地域　アメリカ合衆国グアム準州及び北マリアナ諸島自治連邦区並びにそれら周辺海空域

○農林水産省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道上磯郡木古内町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び木古内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字本郷字駒久保二八・三〇・三一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、八、一一、一二、大字振草字古戸川越八の三（国有林）、七、八の一、八の二、大字月字巌久保一、一〇、大字西薗目字平瀬三九、四〇、四一の六、字折地五七、字小切山二〇の三、二〇の四、大字三輪字中奈根七六の二、七六の四、大字下田字軒山一一の一、一二の一、一三の二、豊根村富山字下栃七一の二（国有林）、七一の一、七一の四、字中野甲三九の二（国有林）、三九の一、四〇、字久原五九の三、五九の六、五九の三一、五九の四一、字瀬戸二九、三一の一、三一の二、三一の四、三一の二二、三一の二四、字廣川原一九の二、一九の四、一九の九、字漆島三二の一の三、三三の一〇、字大尾三四の一〇、古真立字浜井場八、九の一から九の三まで、九の五、九の七、字ソウヅ一五の三、一九の一、一九の四、下黒川字宮ノ元四九の一、四九の二、四九の四、四九の六、四九の八から四九の一一まで、五〇の一、五〇の二、五〇の四、五〇の六、五〇の九、五一の二、五一の五、字下々四五の四、四五の一三、四五の一五、四五の二〇、四八の二九、四八の一〇四、四八の一〇六、四八の一一二、四八の一一三、四八の一二一、字沢上二〇の一二（国有林）、一八の三、一八の四、一八の一二から一八の二〇まで、一八の二三から一八の二五まで、二〇の八、二〇の一〇、二〇の一四、二〇の一五、字タキ沢六、三三、字檜皮野三〇の五、三〇の一〇から三〇の一三まで、上黒川字塩瀬二〇の四、字中平七〇の一〇・七〇の一一（以上二筆国有林）、六三、六四の一、六九の一、七〇の一、七〇の五、字西宇連二九の四九・三〇の一九・三〇の三七から三〇の三九まで（以上五筆国有林）、二六の一、二六の六、二九の五、二九の二二、二九の五〇、三〇の三、三〇の一七、字倉平一二の一〇（次の図に示す部分に限る。）、一二の三、一二の二四、一二の二九、一二の三七から一二の三九まで、一二の四一から一二の四四まで、一二の四六から一二の四九まで、一三の一、一三の二、字ウト場九の一一、九の二二、字柿平三四の四から三四の八まで、三五、字西金越一七の二三（国有林）、一七の一、字東宇連四四の二、字間当二七の五、二九の一、字貝込三五の五、三五の八から三五の一四まで、三五の一六、坂字場字間黒洞一七の二、一九の一から一九の四まで、二〇の三、二一の二、二一の六、二一の七、二一の一二、二二の三から二二の五まで、二二の二五、字猪古里五〇の三、字二継橋二三の五、設楽町津具字上折元六の二七（国有林）、六の一一から六の一三まで、六の六三、六の六四、字本沢三の一から三の三まで、四の一、四の二、七の五九、七の九六から七の九八まで、七の一〇一、七の一〇二、七の一〇五、七の一三二、七の一三三、七の一四六、七の一八七、七の一八八、七の二一〇、七の二一一、七の二二二、七の二二四、七の二六七、七の二六八、七の三〇一、七の三〇二、七の三一五から七の三二三まで、字桧原山三の六・三の七（以上二筆国有林）、三の一（次の図に示す部分に限る。）、三の二、三の五、字飯篠島一の一四・一の一八・一の二〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一の一一から一の一三まで、一の一九、一の六〇、一の六二から一の八三まで、字五六　一の二、八橋字谷合二四の五・二四の一一から二四の一八まで（以上九筆国有林）、二四の四、字根道外二四の七二、字コハツカ八の四（国有林）、八の一、川向字鬼沢一の五四・一の六〇（以上